

## II章 基本理念と基本方針

### 1. 基本理念

本市では、筑後川の流れと生きる暮らしの中で、自然環境や景観、生業や産業、伝統行事、食文化、芸術など、多種多様な歴史遺産が生み出され、現在まで継承されてきました。これらは本市を支える固有の文化であり、市民は歴史遺産に囲まれ、育てられ、継承してきました。しかし、近年は社会情勢の変化の中で、担い手の減少や地域コミュニティの衰退、開発による滅失や毀損などによって、消滅・断絶の危機が迫っている歴史遺産も多数あります。

一方、これらの歴史遺産を将来に守り伝える活動に取り組んでいる市民団体が多数あり、歴史遺産を介して、住民や子ども達、来訪者等と交流しています。こうした人々の活動も本市固有の生業・文化を支え、次代の歴史遺産の創出・継承につながると考えます。

そこで本市は、今後も本市の歴史遺産を地域とともに見つけ守り、活かし伝える取組を継続・発展させ、地域の魅力を引き出し、地域の誇りや郷土への愛着を育んでいくことを目指し、久留米市における歴史遺産保存活用の基本理念を下記のように定めます。

#### 歴史遺産保存活用の基本理念

**筑後川と生きる『歴史のまち 久留米』**

～地域とともに、歴史遺産を見つけ守り、活かし伝える～

## 2. 基本方針

本市は、各時代、各地域の様々な人々の活躍により、創出・継承されてきた数多くの歴史遺産に触れることができるまちです。市内には、価値付けされた指定等文化財のほかにも、地域で大切だと認識されつつも保存活用が図られていない歴史遺産が数多くあります。これらは、適切に保存活用されていないため、近年の社会情勢の変化の中で失われる恐れがあります。

歴史遺産の保存活用を推進するためには、市民一人ひとりが自身のアイデンティティの源である歴史遺産への認識を深め、多様な人材や団体が連携・協力していくことが不可欠です。さらに、市民・行政・関係団体等が協働して、歴史遺産を保存活用していく仕組みを整えることによって、確実に次代へ継承することが可能になると考えます。

歴史遺産の保存と活用は、保存するためには活用を制限する必要がある、もしくは活用を図るためには保存措置を緩和すべきだ、というような相反する概念と考えられがちですが、保存と活用の調和を図ることによって、その意味や価値を正しく理解することが可能になります。

そこで「筑後川と生きる『歴史のまち 久留米』」の創出と持続的な継承・発展を目指し、市民や関係団体等と手を携え、歴史遺産の「保存」と「活用」の均衡と調和を生み出す仕組みづくりに取り組みます。

### 1. 地域とともに 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組みづくり

筑後川とともに生きる地域との協働により、多種多様な歴史遺産を保存、活用していく持続可能な仕組みづくりに取り組みます。

### 2. 見つけ守る 活用に配慮した歴史遺産の保存の推進

地域の理解と協力を得て、より多くの歴史遺産を次世代に見つけ守り、活かし伝えていくことを目指し、活用に配慮した歴史遺産の保存の推進に取り組みます。

多種多様な歴史遺産を調査、研究することで価値を明らかにし、それぞれの歴史遺産にとってふさわしい保存の推進を図ります。

また、情報を広く共有し認識を深め、地域が連携・協力した歴史遺産の保存に向けた活用の推進へつなげます。

### 3. 活かし伝える 歴史遺産の保存に向けた活用の推進

地域の理解と協力を得て、より多くの歴史遺産を次世代に見つけ守り、活かし伝えていくことを目指し、歴史遺産の保存に向けた活用の推進に取り組みます。

歴史遺産の保存を第一としつつ、歴史遺産に対する人々の関心を高めていくことを目指し、歴史遺産を活かし伝える学校教育、社会教育、まちづくり、地域振興、観光振興の推進を図ります。また、歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備により、活用に配慮した歴史遺産の保存の推進へつなげます。

# 歴史遺産の保存活用

### III章 基本的な考え方

歴史遺産を持続的に見つけ守り、活かし伝えていくためには、より多くの人々と歴史遺産を共有し、保存と活用の調和を生み出していくことが求められます。

一方、保存に偏りすぎると歴史遺産が人々の手から離れていく恐れがあり、活用に偏りすぎると歴史遺産そのものの存在意義が失われる可能性があります。歴史遺産の保存活用の調和を生み出し、保存と活用の均衡を図ることが最も大切です。

本市は、歴史遺産の保存と活用の均衡を図ることを目指し、市民、関係団体、関連部局等と歴史遺産を共有し、歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組みを整え、活用に配慮した歴史遺産の保存と歴史遺産の保存に向けた活用の両立に取り組みます。



#### 歴史遺産の保存と活用の均衡

上記を踏まえ、IV章からVIII章において、基本方針実現のための課題を整理し、その解決に向けた歴史遺産の保存活用に関する方針と措置を設定します。さらに、優先順位を考慮しつつ、推進戦略を踏まえた実効性の高い推進プログラムを定めます。

## IV章 基本方針実現のための課題

III章の基本的な考え方を踏まえ、現段階において解決が望まれる基本方針実現に向けた課題を以下に整理します。

### 1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関わる課題について

#### (1) 地域との協働

歴史遺産の保存は、文化財保護法による指定・登録・選定、福岡県文化財保護条例、久留米市文化財保護条例による指定によって行われてきました。しかし、平成29(2017)年に文化審議会により答申された「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」を踏まえ、平成31(2019)年4月に改正された文化財保護法が施行されました。未指定の歴史遺産も保存活用していくことが問われるようになりました。

他方、市域が拡大し、市内各地に多種多様な歴史遺産が広がっている本市では、行政中心の保存活用には限界があります。歴史遺産は、地域の歴史文化を象徴し、郷土愛の醸成やアイデンティティの形成に貢献するものです。歴史遺産の保存活用を進めていくにあたり、所有者への啓発や地域住民、関係団体における人材育成や組織づくりが課題です。また、所有者や地域住民、関係団体による多様な取組を創出することや、行政による支援、協働体制の構築、多種多様な歴史遺産の保存活用を推進していく仕組を整えることなどが課題です。

- ・所有者、市民、市民団体等の活動把握が不十分
- ・所有者、市民、市民団体等との連携が不十分
- ・地域との協働を支える仕組が不十分

#### (2) 体制づくり

市内の歴史文化を効果的に保存活用していくためには、歴史遺産に精通した多様な分野の専門職員が配置されることが必要です。しかし、現在は業務に従事する人材の確保が困難になっています。また、専門職員の知識や経験の研鑽が不十分な面があり、建築や土木系の専門職員が配属されていないことも課題です。

他方、国や県、その他関連部局、そして所有者、地域住民、関係団体と連携することで、効率的に歴史遺産の保存と活用を推進することができます。しかし、そうした連携が十分ではなく、歴史遺産の保存活用に資する制度や事業への対応も課題です。

- ・多様な分野に精通した専門職員が不足
- ・専門職員の知識や経験の研鑽が不十分
- ・関連部局との連携が不十分
- ・歴史遺産の保存活用に資する制度や事業への対応が不十分

## 2. 歴史遺産の活用に配慮した保存に関する課題

### (1) 歴史遺産の把握と調査・研究

本市における歴史遺産の把握は1970年代から行われてきました。開発が急増し、事前に埋蔵文化財包蔵地の把握が急務となったためです。埋蔵文化財包蔵地を中心に主だった歴史遺産の把握が行われ、福岡県教育委員会が作成した「福岡県遺跡台帳」や、市内の小中学校校区ごとに刊行してきた「文化財マップ」に反映されています。しかし、埋蔵文化財包蔵地の把握に主眼が置かれたため、その他の分野の把握が遅れています。今後、様々な歴史遺産の把握が必要です。また、広大な市域に所在する歴史遺産の調査・研究も十分とは言えません。調査も埋蔵文化財を中心に進められてきた経緯があり、その他の分野についてはあまり進んでいません。市内に所在する大学やその他の教育・研究機関と連携した調査・研究の場も少なく、その成果を公表する機会が確保されていないことも課題です。

- ・ 歴史遺産の調査・研究が不十分
- ・ 大学や教育・研究機関との連携が不十分
- ・ 調査・研究の成果を公表する機会の確保が不十分

### (2) 歴史遺産の保存・継承

筑後川や耳納山地など自然環境に恵まれた本市は、市内各地に地域特有の歴史遺産を生み出してきました。歴史遺産の保存は行政、所有者、地域住民の連携による日常的な維持管理が必要ですが、人手不足や歴史遺産への意識の低下などから適切に行われているとは言えません。

建造物の修理や史跡の整備など、歴史遺産の保全には多額の費用が見込まれますが、主に所有者が負担することになります。国県市による補助金など、計画的な資金運用が必要です。

市が所有する歴史資料は、市内の収蔵施設に分散保管されています。日常的な管理が行き届いておらず、適切な環境で保管されていないため、盗難や劣化が懸念されます。個人所有の歴史遺産の管理は所有者に委ねられており、世代交代や保管場所の変更の際などに、滅失や毀損の危険性があります。また、本市は台風や大雨に見舞われ、水害が頻発してきました。近年では地震による毀損も多くなっており、今後も自然災害による被災が予想されます。合わせて火災や管理不足による盗難なども懸念されるため、災害や防犯への対応が課題です。

伝統的な行事、風習などの無形の歴史遺産は、現在まで地域住民により継承されてきましたが、近年は人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの縮小により、継承していく担い手が減少しています。特に市街地から離れた周辺部において人口減少が進んでおり、今後、地域が守り伝えてきた歴史遺産の継承が課題になると想定されます。

地域に存在する歴史遺産の保存には、地域に誇りや愛着を持ち、関心をもつ環境を醸成する必要があります。指定等文化財の保全には行政が関わることはできますが、広大な市域の各所に存在する歴史遺産は、所有者や近隣の地域住民が主体とならざるを得ません。現状では個別に対応されるため、歴史遺産についての情報が共有されていません。調査に基づいた情報や価値を、次世代を担う世代と広く共有することが、歴史遺産の保全に関わる人材や主



体づくりに繋がると考えられます。滅失や毀損を防ぎ、適切に保全していくには一元的な管理が必要であるため、相互の情報共有が課題となります。

- ・歴史遺産の日常的な維持管理が不十分
- ・歴史遺産の劣化等の進行
- ・自然災害、人災への懸念
- ・無形の歴史遺産を継承する担い手の減少
- ・歴史遺産に対する周知が不十分

### 3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する課題

#### (1) 学校教育・社会教育における活用

地域で守り伝えてきた歴史遺産を次世代へ継承するためには、学校教育や各地域で行われている社会教育において、地域の歴史・文化を学ぶ場を確保することが必要です。しかし、学校や地域住民・団体との連携体制が構築できておらず、継続した歴史講座の開催など、地域の歴史・文化を継続的に学ぶ機会を創出し、幅広い世代が歴史遺産に親しむことができるようにすることが課題と言えます。

- ・歴史遺産の保存活用と社会教育との連携が不十分
- ・歴史遺産の保存活用と学校教育との連携が不十分

#### (2) まちづくり・地域振興への活用

市内には、地域の特性に由来する様々な歴史遺産が存在します。これらの歴史遺産は、地域住民の目には、日々の生活の中であたりまえに存在してきたため、まちづくりや地域振興に不可欠なものとして認識されず、十分に活かされてきませんでした。地域に存在する歴史遺産の把握と調査を通して地域の特性を明らかにし、地域の歴史とストーリーを地域住民が学び、まちづくり・地域振興へ繋げていくことが課題です。

- ・歴史遺産の保存活用とまちづくりとの連携が不十分
- ・歴史遺産の保存活用と地域振興との連携が不十分

#### (3) 観光振興への活用

本市には魅力的な歴史遺産が豊富に存在するにもかかわらず、観光振興に生かせていない現状があります。全国の自治体も同じような現状があり、文化庁は平成28(2016)年に「文化財活用・理解促進プログラム2020」を策定し、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するためのプログラムを示しました。こうした国の動向を受け、本市でも歴史遺産を戦略的に観光振興へ活かしていくことが必要です。現在は、高良大社や善導寺、梅林寺などの古社寺が観光資源となっていますが、今後は歴史遺産を相互に結び、市内を回遊できるルートを開発するなど、長時間滞在できる仕組づくりが課題です。また、展示施設や解説板の多言

語化、ユニバーサルデザイン化も進んでおらず、計画的に進めていく必要があります。

・歴史遺産の保存活用と観光振興との連携が不十分

#### (4) 価値や魅力の情報発信

本市の歴史遺産についての情報発信は、拠点施設が未整備であるため、効果的に行われていません。現在は、指定等文化財の解説板設置、市内に分散した小規模な施設での展示・公開、市の広報誌やHP等を活用した情報発信を行っています。また、『文化財マップ』や『歴史散歩』、『歴史ストーリーシート』などを刊行し、HPでの公開や無料配布するなどソフト事業にも取り組んでいます。しかし、インターネット環境にない世代や関心が低い市民など、広く市民に伝えるには、さらに効果的な手法を検討していく必要があります。

・ITを活用した情報発信が不十分

・ITに対応できていない世代や関心が低い市民等への対応が不十分

#### (5) 歴史遺産を取り巻く環境

歴史遺産は単独で成立したのではなく、必ず歴史的・文化的な背景があるため、それぞれは関連付けて考えることができます。特に本市は歴史的・文化的な背景が多種多様であるため、関連する歴史遺産は市内各地、市民ひとり一人の身近な場所にも広がっています。これまでは指定等文化財そのものを「見る」ことや「学ぶ」ことが活用の在り方でしたが、これからは共通する歴史的・文化的な背景で結ばれた歴史遺産を総合的に活用していくことが課題です。

歴史遺産の総合的な活用にあたっては、解説板の多言語化、ユニバーサルデザイン化を計画的に進めていくことや、歴史遺産と一体となった周辺環境を整備していくことが必要です。

・多種多様な歴史遺産を効果的に活用する環境づくりが不十分

・案内動線のユニバーサルデザイン化が不十分

・歴史遺産と一体となった周辺環境づくりが不十分



## V章 歴史遺産の保存活用に関する方針

基本方針実現のための課題を解決するために、今後取組んでいく歴史遺産の保存活用に関する方針を以下に整理します。歴史遺産の保存と活用の調和を生み出すことを意図し、実現可能なものから着実に推進してまいります。

### 1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する方針

#### －歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す－

多種多様な歴史遺産の保存活用の推進には、所有者、市民、市民団体等をはじめ地域との協働が欠かせません。歴史遺産の保存と活用の調和を地域とともに生み出す仕組を整えていきます。

加えて、地域との協働による歴史遺産の保存活用を先導する市としての役割を果たすため、歴史遺産の保存活用を推進する体制づくりを推進します。

上記の仕組や体制を整えることで、歴史遺産を見つけ守ること、活かし伝えることにつなげていきます。

#### 地域と ともに

- (1) 地域とともに保存活用に取組む仕組づくり
- (2) 保存活用の仕組を動かす体制づくり

#### (1) 地域とともに保存活用に取組む仕組づくり

これまで歴史遺産を守り伝えてきた所有者や、歴史遺産の保存活用に取組む市民、市民団体等を発掘し、相互の横断的なつながりを生み出すことで、継続的・効果的な保存活用を目指します。



写真 市民活動（善導寺校区）

#### (2) 保存活用の仕組を動かす体制づくり

歴史遺産の保存活用に必要な専門的な知識を持ち、その知見を踏まえながら歴史遺産の保存活用を推進していくことができる専門職員の採用と育成、適切な配置に取り組みます。

横断的な事業を円滑に行うため、関連部局や校区コミュニティセンターとの情報交換と連携強化を推進します。また、国や県からの情報収集を積極的に図り、連携強化に取組むとともに、関連部局と調整し、様々な補助制度等の積極的な活用に取り組みます。



写真 課内ワークショップ

## 2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する方針－歴史遺産を見つけ守る－

歴史遺産の保存活用は、把握することから始まります。歴史遺産を把握する取組は、継続して行ってきましたが、全ての歴史遺産の把握ができたわけではありません。広大な市域に多種多様な歴史遺産が存在し、人々の営みとともに歴史遺産が生み出され続けていくことを踏まえ、今後も調査・研究を拡充し、歴史遺産を見つけ、価値を明らかにしていきます。

把握した歴史遺産については、活用に配慮しながら、それぞれにとってふさわしい保存のあり方を考え、適切に維持管理を行うことで、経年による劣化や災害、盗難、担い手不足等の様々なリスクから守っていきます。

歴史遺産を見つけ守ることで、多くの人々と歴史遺産の価値を共有し、活かし伝えることにつなげていきます。

### 見つけ 守る

- (1) 歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする
- (2) 歴史遺産を守る

#### (1) 歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする

歴史遺産に関する調査・研究の継続、拡充に取り組みます。その推進にあたっては、市民や市民団体等と協力し、その成果の整理や歴史遺産の価値づけを行います。すでに把握している歴史遺産は、継続した追跡調査により見守っていきます。調査・研究にあたっては、大学や教育・研究機関との連携を図り、その成果を公表する機会や場を確保していきます。



写真 調査の様子

#### (2) 歴史遺産を守り、共有する

歴史遺産の日常的な維持管理を続けていくために、所有者、市民、市民団体等との連携に取り組みます。必要に応じて歴史遺産の指定、登録等を推進することで、制度的に歴史遺産の保存を図ります。劣化が見られる歴史遺産は、その価値が損なわれることがないように、修理、復旧、記録の作成等を行います。

収蔵環境の整備や複製品を作成するなど、公開に配慮しながら、歴史遺産の劣化を防ぎ、歴史遺産の保存により良い状態が保たれる環境の整備を進めます。併せてあらゆる災害に備え、防災設備の充実や防災意識を高める取り組みを進めます。

また、歴史遺産を守っていくためには、歴史遺産を支える技術や技能を伝える機会を設けるなど、歴史文化の担い手を育成することも必要です。地域や専門家と連携した調査をもとに、情報の集約を図り、データベースを作成するなど、歴史遺産の現状を情報化し、広く共有します。



写真 収蔵館における防災訓練の様子



写真 収蔵施設の様子

### 3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する方針－歴史遺産を活かし伝える－

多くの人々が歴史遺産への関心を深め、楽しみを生み出していけるように、歴史遺産を伝える学校教育や社会教育、まちづくりや地域振興、観光振興の推進に取り組み、幅広い人々へ歴史遺産の価値や魅力を伝える情報を積極的に発信していきます。

多種多様な歴史遺産の一体的な保存活用に向けて、歴史的・文化的な背景を共有する複数の歴史遺産を総体的に捉え、歴史遺産を取り巻く環境の保全と整備に取り組みます。

歴史遺産を活かし伝える取組を通して、より多くの人々が歴史遺産を身近に感じ、歴史遺産との関係性を生み出していくことで、新たな歴史遺産を見つけ守ることにつながっていきます。

#### 活かし 伝える

- (1) 歴史遺産を伝える学校教育、社会教育の推進に取り組む
- (2) 歴史遺産を伝えるまちづくりや地域振興の推進に取り組む
- (3) 歴史遺産を伝える観光振興の推進に取り組む
- (4) 歴史遺産の価値や魅力の情報発信の推進に取り組む
- (5) 歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備の推進に取り組む

#### (1) 歴史遺産を守り、活かす社会教育・学校教育の推進に取り組む－ひとづくり－

学校教育や社会教育の場において、歴史遺産への関心や愛着を育ていけるように、地域の歴史・文化を学ぶ場や機会を確保していきます。

学校教育では、次世代の担い手となる子供たちにとってわかりやすく、楽しみながら歴史遺産と親しむことができるように配慮して取組を推進します。

社会教育では、世代や価値観の異なる幅広い人々が、それぞれ歴史遺産との関わりを見つけ関心を持てるように、多様性に富んだテーマ設定や実施方法に配慮して取組を推進します。



写真 出前講座（石臼体験）

#### (2) 歴史遺産を守り、活かすまちづくりや地域振興の推進に取り組む－まちづくり－

歴史遺産は、これまで地域の人々によりよって継承されてきました。これからも多くの人々が歴史遺産の保存活用の担い手となり、アイデンティティの醸成や地域への誇り、愛着を持てるように、歴史遺産を活かしたまちづくりを推進します。また、歴史遺産を活かした地域振興の事例を増やし、その成果等を広く周知することで、歴史遺産を見つけ守ることにつながっていきます。

地域の歴史遺産を知り、地域への活かし方を考える場や機会を設けるとともに、情報交換を促進するなど、まちづくりや地域振興に携わる人々の前向きな活動を支える取組を行っていきます。



写真 まちかど博物館（草野校区）  
（出典：久留米市校区まちづくり  
連絡協議会）



### (3) 歴史遺産を守り、活かす観光振興の推進に取り組むーにぎわいづくりー

本市の魅力的な歴史遺産を、市民だけでなく、来訪者を含めた多くの人々が楽しみながら関心を育むことができる観光振興の推進に取り組みます。

歴史遺産に馴染みのなかった人々が歴史遺産と出会うきっかけとなるような取組として、ユニークベニューとしてMICEの誘致や「久留米まち旅博覧会」等との連携に取り組みます。また、他分野の民間事業者との連携にも積極的に取り組み、来訪者が長時間滞在できる仕組づくりやソフト・ハード面の整備も計画的に進めていきます。



写真 ボランティアガイド  
(出典：久留米観光サイト)

### (4) 歴史遺産の価値や魅力の情報発信の推進に取り組むー拠点づくりー

新しい生活様式への対応が問われる中で関心が高まるオンライン化やデジタル配信の動向を踏まえつつ、市内外を問わず、世代や環境の異なる幅広い人々が歴史遺産を身近に感じられるように、多様な方法で歴史遺産の価値や魅力の発信を行います。

これまで取組んできた刊行物やHPでの情報発信に加え、AR、VR、MR等の情報通信技術を用いた手法を積極的に取り入れ、歴史遺産に馴染みの少ない人々にも届きやすい情報発信を強化します。

さらに、情報格差の拡大抑制や、現地で学ぶ楽しさにつなげるため、多くの人々が訪れやすい、そして、何度も訪れたいような展示空間の確保を図ります。



写真 久留米シティプロモーション  
魅力発信サイト

### (5) 歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備に取り組むー環境づくりー

歴史遺産は、市内各地、市民ひとり一人の身近な場所に広がっています。この多種多様な歴史遺産を活かし伝えるため、歴史的・文化的な背景を共有する歴史遺産を関連付けて捉え、群として重点的に保存活用する取り組みを進めます。

歴史遺産と、歴史遺産を取り巻く環境を一体的に保全、整備し、総体的な調和を保ちながら効果的な取組の推進を図るため、地域や関連部局等と横断的に連携して取り組みます。



写真 案内板、解説板

## VI章 歴史遺産の保存活用に関する措置

方針にしたがって推進する歴史遺産の保存活用に関する措置を以下に設定します。

### 1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する措置

#### (1) 地域とともに保存活用に取り組む仕組づくりに関する措置

- ・地域との協働による歴史遺産の保存活用の推進に向けて、所有者、市民、市民団体等の活動把握と連携、所有者、市民、市民団体等への活動支援、市民参加型の取組の推進に取り組めます。

措置	主体
1) 所有者、市民、市民団体等の活動把握	
市民や市民団体等の活動調査（定期的な聞き取り、インターネット上での歴史遺産目安箱の創設等）	
担い手や活動の登録バンクの創設とリスト作成	
2) 所有者、市民、市民団体等への活動支援	
相談窓口の創設	
顕彰制度の創設（交流、表彰の場や機会の設定等）	
支援制度の創設（コミュニティセンター役割強化、技術・経営等の支援等）	
情報提供依頼受付システムの構築	
地域主催の行事運営の支援	
歴史遺産の価値づけ調査の支援	
地域による調査への技術的支援及び場の提供	
地域による維持管理への技術的支援	
3) 市民参加型の取組の推進	
歴史遺産保存活用協議会（仮称）の開催	
歴史遺産市民活動連絡会議の開催	
市民参加型プロジェクトの推進	
文化財保存活用支援団体の指定	
各地域の歴史遺産保存活用に関する指導的人材の配置	
担い手のマッチング制度の創設	
市民参加促進のための周知活動	

## (2) 保存活用の仕組を動かす体制づくりに関する措置

- ・ 歴史遺産の保存活用を推進する体制の強化に向けて、専門職員の採用と配置、専門性の向上、文化財の保存活用体制の構築、様々な補助制度等の積極的な活用に取り組みます。

措置	主体
1) 専門職員の採用と配置	
専門職員の継続的な配置（建築、土木、民俗、デザイン、情報技術等）	
専門職員採用のための情報発信	
2) 専門職員の専門性の向上	
文化庁や福岡県、他自治体等主催の研修会への参加	
協力体制の構築	
研修会、勉強会の開催	
3) 歴史遺産の保存活用体制の構築	
庁内関連部局との会議、ワークショップの開催	
関連部局の歴史遺産講習会の実施	
業務に応じた庁内横断的プロジェクトチームの編成	
文化財部局の横断的業務の設定	
4) 様々な補助制度等の積極的な活用	
歴史的風致維持向上計画等の策定	
他局事業の活用	
民間活力の活用（民間団体の助成制度、クラウドファンディング等）	



## 2. 歴史遺産の活用に配慮した保存に関する措置

### (1) 歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする措置

- ・歴史遺産の総合的把握調査や悉皆調査等の実施、歴史遺産の巡回・モニタリング・記録作成、研究会、交流会等の開催、調査・研究成果の報告会等の開催、調査・研究データベースの作成を公開に取り組みます。
- ・措置の推進にあたっては、各地域の活動状況を踏まえながら、地域との連携により取り組んでいきます。また、必要に応じて、市内外の研究機関や有識者、金融機関等とも連携します。

措置	主体
1) 歴史遺産の総合的把握調査や悉皆調査等の実施	
小学校別歴史遺産の調査とマップ作成	
埋蔵文化財の調査と遺物の整理	
歴史的建造物（神社仏閣、石造物等）の調査	
美術工芸品、古文書などの有形文化財の調査	
地域に伝わる伝統文化の調査（聞き取り等）	
収蔵品、収蔵資料の再調査と再評価	
調査・研究施設（埋蔵文化財センター・調査事務所）の確保と充実	
2) 歴史遺産の巡回・モニタリング・記録作成	
定期的な見回り、定点調査の実施	
映像撮影、記録作成	
記録内容の更新	
3) 研究会、交流会等の開催	
久留米大学、久留米工大、久留米高専との連携	
市内外研究機関との連携	
定期的な研究会・シンポジウム開催	
4) 報告会等の開催	
市内施設を活用した調査・研究成果の報告会の開催	
定期講演会の開催	
5) 調査・研究データベースの作成と公開	
調査成果の一元化	
調査成果のデジタル化	
調査成果の公開（ネットワーク上での発信、刊行物の作成）	

## (2) 歴史遺産を守り、共有する措置

- ・所有者、市民、市民団体等との連携、歴史遺産の修理、復旧、歴史遺産の指定・登録、複製品の作成と公開、防災体制の構築と防災訓練の実施、防災設備の充実と更新、伝統技術の継承支援、歴史遺産の記録保存、歴史遺産に関する情報の集約、歴史遺産データベースの制作と公開に取り組みます。
- ・措置の推進にあたっては、情報通信技術を活用するなど、取り入れる手法を工夫しながら取り組んでいきます。必要に応じて、多分野の有識者と連携して、検討を進めます。

措置	主体
1) 所有者、市民、市民団体等との連携	
所有者との定期的な連絡	
校区コミュニティセンターとの定期的な連絡	
校区别文化財保護指導員や文化財リーダーの配置	
文化財パトロール隊の結成	
2) 歴史遺産の修理、復旧	
筑後国府跡、装飾古墳、久留米城、神籠石、御塚・権現塚古墳などの史跡の保存整備	
指定文化財や所蔵資料の修理・修繕	
古墳や遺跡の保存管理基準の策定	
3) 歴史遺産の指定・登録	
歴史遺産の指定・登録の推進	
4) 歴史遺産の保存施設の整備	
収蔵施設の改修及び集約化	
収蔵施設への空調、防虫設備の導入	
新たな収蔵施設の確保	
5) 複製品の作成と公開	
脆弱遺物や展示不可能資料の複製品の作成と公開	
6) 防災・防犯体制の構築と防災訓練の実施	
文化財防災・防犯マニュアルの作成	
消防署・消防団と連携した防災訓練の実施	
7) 防災設備の充実と更新	
自然災害に効果的な防災設備等の充実	
史跡等の予防的な整備	
人災に効果的な防災設備等の充実	
8) 伝統技術の継承支援	
技術講習会等の開催の推進	
技術の披露・継承機会創出の推進（体験型企画等）	
技術保持者（団体）のリスト化	
9) 歴史遺産の記録保存	
無形民俗の記録保存	
無形の技等の記録保存	
歴史遺産リスト（個表）の作成	
10) 歴史遺産に関する情報の集約	
ボランティアによる歴史遺産調査の実施	
コミュニティセンターへの定期的な聞き取り調査	
専門家による歴史遺産調査の実施	
情報集約方法の構築、運用	
11) 歴史遺産データベースの制作と公開	
歴史遺産データベースのデジタル化と公開	

### 3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する措置

#### (1) 歴史遺産を守り、活かす社会教育・学校教育の推進に関する措置

- ・歴史遺産を守り、活かす社会教育の推進、学校教育の推進に取り組みます。
- ・社会教育については、コミュニティセンターや市民団体等と連携して推進します。
- ・学校教育については、地域や関連部局等を連携して推進します。

措置	主体
1) 社会教育の推進	
市内各地での歴史講座、企画展開催等の推進	
シンポジウム、ワークショップ等の開催の推進	
歴史遺産に関わる職場体験イベントの開催	
出前講座の開催	
2) 学校教育の推進	
小・中学校、高校、大学などでの出前講座、出前授業の開催	
小・中学校、高校、大学との連携事業の創出（学生による歴史遺産に関する企画の実施等）	
大学での授業（博物館学）	
夏休みの宿題の題材提供	
小・中学生向け体験イベント、ワークショップの開催 （歴史的な建造物での宿泊体験、地域の歴史遺産パンフレット作成、歴史遺産発表会等）	
小・中学校、高校、大学と連携した地域の祭事運営	
歴史遺産を用いた食育メニューの開発及び提供	

#### (2) 歴史遺産を守り、活かすまちづくりや地域振興の推進に関する措置

- ・歴史遺産を守り、活かすまちづくりの推進、地域振興の推進に取り組みます。
- ・まちづくりについては、地域の活動状況を踏まえ、市民団体等と連携して取組んでいきます。
- ・地域振興については、自治会やコミュニティセンターなどと連携して取組んでいきます。

措置	主体
1) まちづくりの推進	
地域の調査や情報収集の推進	
ワークショップ開催等の推進 （歴史遺産を探すまちあるき、フォトコンテスト、マップ作成、草刈り体験等）	
パンフレット発行等の推進	
歴史遺産を活用したまちづくり拠点の整備	
歴史遺産を活用した移住促進	
歴史遺産のブランド化の推進	
2) 地域振興の推進	
自治会活動の推進	
子供会、婦人会、老人会活動等の推進	
コミュニティセンターと連携したイベント開催	

### (3) 歴史遺産を守り、活かす観光振興の推進に関する措置

- ・観光コンベンション国際交流協会等との連携、歴史遺産を活用した文化観光の推進、歴史遺産を活かす民間事業者の推進に取り組みます。
- ・推進にあたっては、観光コンベンション国際交流会、民間事業者、市民団体、関連部局等と連携して取り組んでいきます。

措置	主体
1) 観光コンベンション国際交流協会等との連携	
歴史遺産を紹介するガイドの研修会の実施	
歴史遺産を活かしたPRコンテンツの作成	
観光客が集まる場面等にガイドの派遣	
位置情報を活用し、ゲーム感覚で歴史遺産に触れられるアプリの開発	
2) 歴史遺産を活用した文化観光の推進	
社寺等歴史遺産の観光拠点化	
3) 歴史遺産を活かす民間事業者の推進	
歴史的な建造物の宿泊施設、飲食店、物品販売店等への活用	
歴史遺産を取り入れた観光イベント企画の実施（食とのコラボ企画、歴史マニア向け企画等）	
歴史遺産をモチーフにした商品開発	
ユニークメニューの推進	
民間施設への紹介パネル、複製品等の展示	
DMOの推進	
民間事業者への歴史遺産情報の提供	

### (4) 歴史遺産の価値や魅力の情報発信に関する措置

- ・多様な媒体による情報発信、歴史遺産の拠点づくりに取り組みます。
- ・推進にあたっては、地域や民間事業者、関連部局等と連携して取り組んでいきます。

措置	主体
1) 多様な発信	
情報通信技術を用いた情報発信（HP、SNS等）	
広報誌、新聞などによる情報発信（コラム連載等）	
歴史遺産の価値や魅力が分かるAR、VR、MRの開発	
情報発信イベントの実施（ボランティア体験、修復作業見学会）	
2) 歴史遺産の拠点づくり	
既存施設を活用した展示空間の設定（空き屋、商業施設、コミュニティセンター）	
歴史遺産の収蔵展示施設の設定	

## (5) 歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備に関する措置

- ・歴史遺産の群としての保存活用、案内板、解説板の充実、周辺景観の保全、形成に取り組みます。
- ・措置の推進にあたっては、地域や関連部局との連携により取組んでいきます。

措置	主体
1) 歴史遺産の群としての保存活用	
ルートづくりの推進	
ルートマップの作成	
歴史ストーリーシートの作成	
デジタルアーカイブの作成	
2) 案内板、解説板等の充実	
多言語化、ユニバーサルデザインに対応した案内板、解説板の設置	
情報コンテンツ（QRコード、アプリ）との連携	
3) 周辺景観の保全、形成	
景観計画との連携	
保存活用地域の指定	
歴史遺産と一体となった周辺環境の形成	
歴史遺産周辺の整備（広場、道路等）	

# VII章 保存活用の推進戦略

- ・ 歴史遺産の保存と活用の調和を効果的かつ持続的に実現していくためには、その推進を図る戦略が必要と考えます。
- ・ 本市は、(仮称) 筑後川遺産をプラットフォームとして各主体の相乗効果で戦略的に歴史遺産を保存活用していくことを、くるめ方式の保存活用の推進戦略とし、その実践に取り組む中で歴史遺産を見つけ守り、活かし伝えていきます。

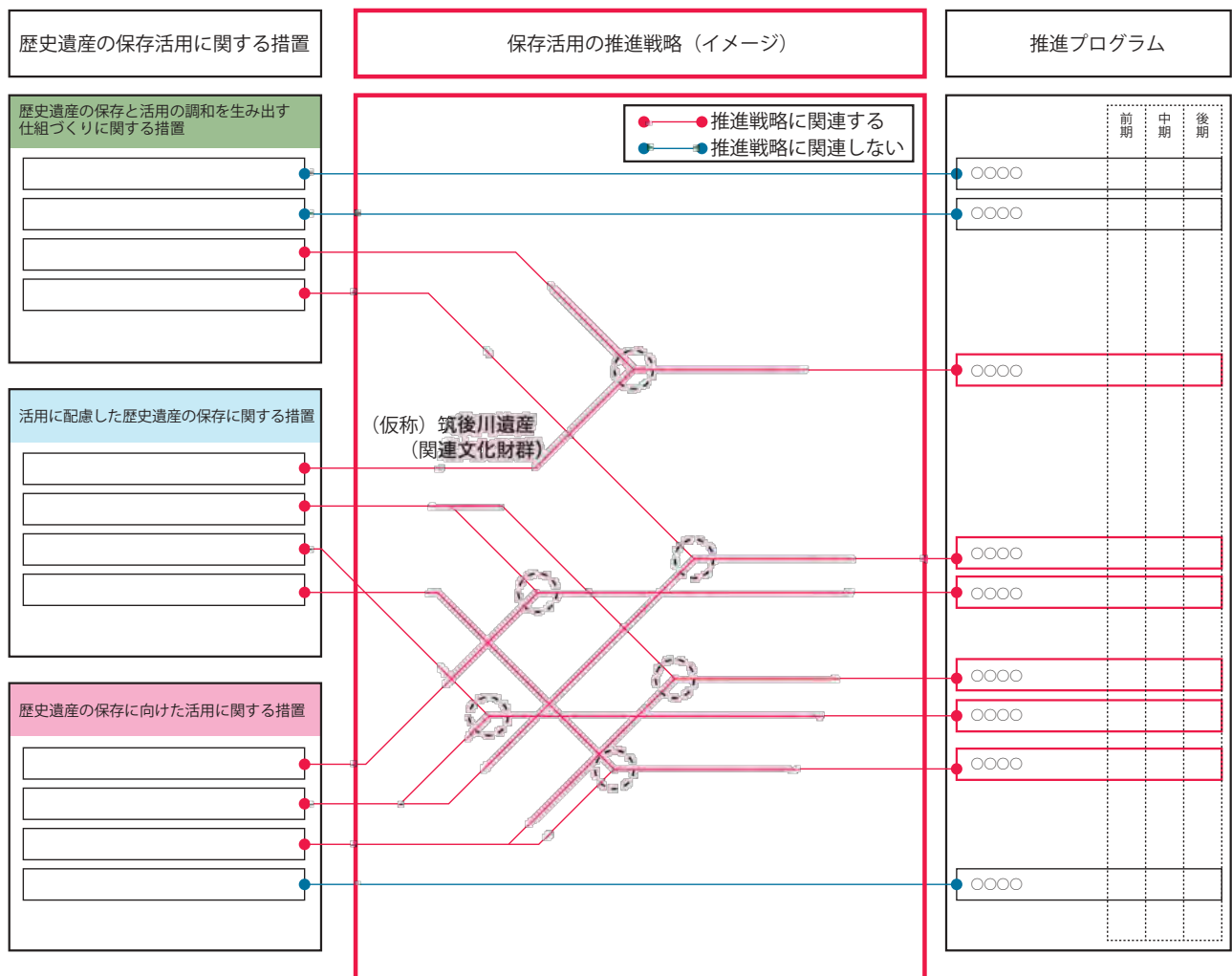


図 保存活用の推進戦略を踏まえた推進プログラム設定の概念図



# 1. (仮称) 筑後川遺産 (関連文化財群)

## (1) 基本的な考え方

本市では、筑後川を源として人々が営み続け、多種多様な歴史的・文化的な背景をもった歴史遺産を絶え間なく育み続けています。

歴史文化の特徴に基づく歴史的・文化的な背景は、地域の多種多様な歴史遺産に共通する物語（以下、「ストーリー」という。）があり、複数の歴史遺産をストーリー沿って一定のまとまり（関連文化財群）と捉えることができます。

今後は、相互に結びついた歴史遺産の多面的な価値や魅力を発見し、(仮称) 筑後川遺産として、一体的な保存活用を地域とともに推進していきます。

本市では、歴史遺産が絶え間なく生み出され、それとともにストーリーが紡がれ続けていることから、新たな(仮称) 筑後川遺産を継続的に育てていく仕組みを整えます。

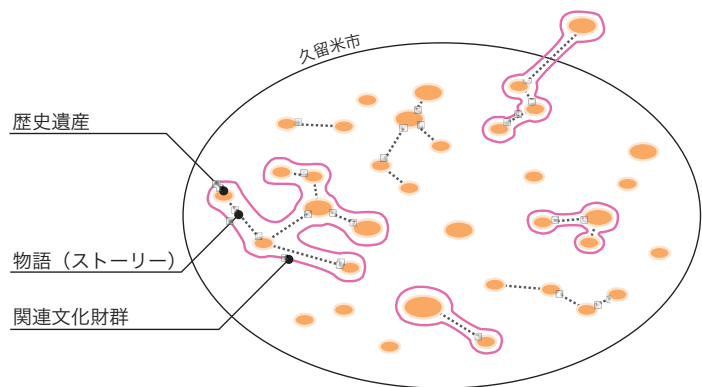


図 (仮称) 筑後川遺産の概念図

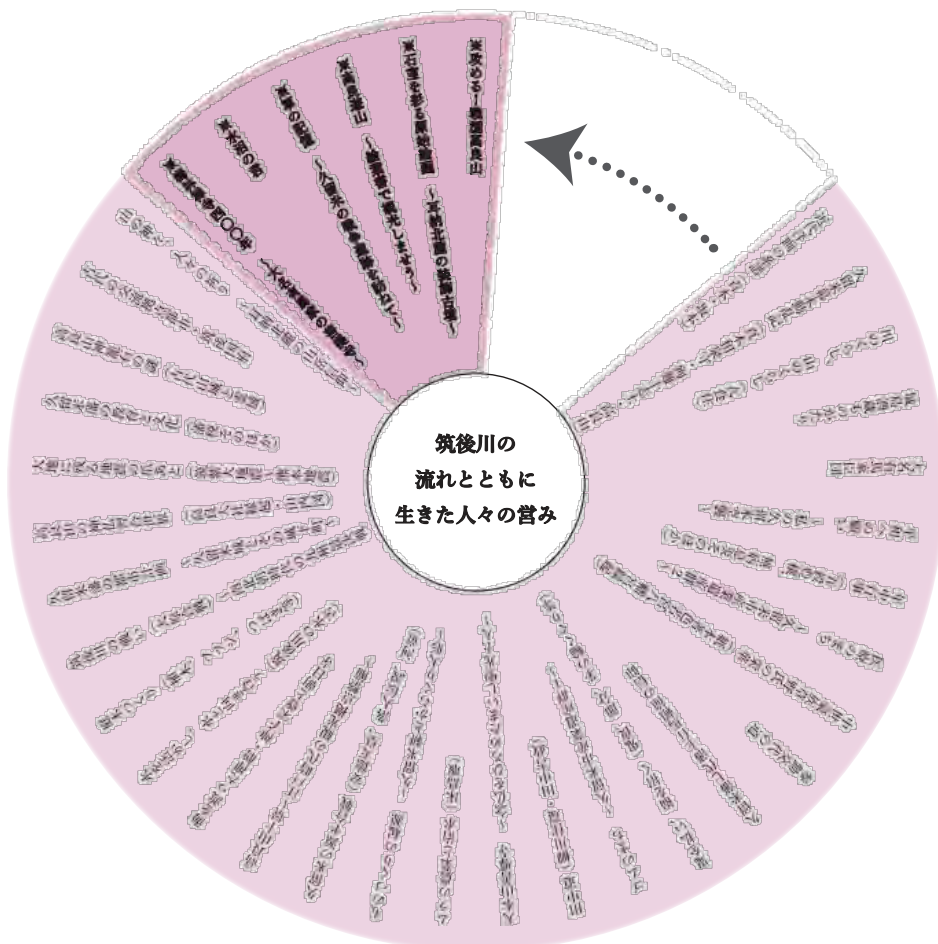


図 (仮称) 筑後川遺産が増えていくイメージ

## (2) (仮称) 筑後川遺産の保存活用の推進

- (仮称) 筑後川遺産を核として、地域、行政、民間の連携を図ります。
- 関連部局と(仮称) 筑後川遺産を共有し、戦略的な保存活用、事業化に取り組みます。

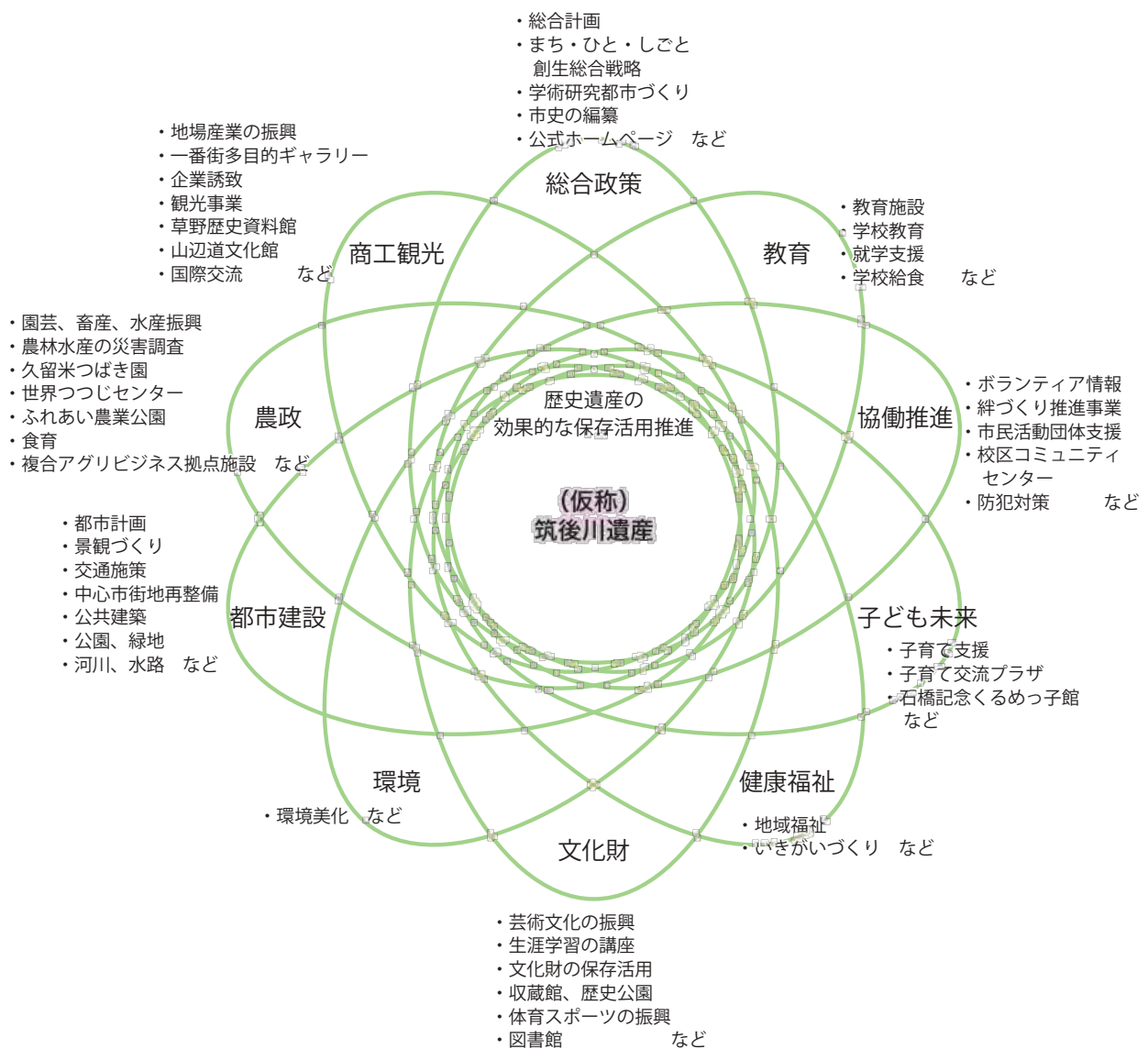


図 (仮称) 筑後川遺産による事業化 (庁内) のイメージ

## VIII章 推進プログラム

- ・歴史遺産の保存活用に関する措置及び推進戦略を踏まえ、今後、取組んでいく具体的な方策を推進プログラムとして位置づけます。

推進方策（イメージ）	主体	前期	中期	後期	事業
●久留米市文化財保存活用地域計画協議会による地域計画の進捗管理 ・久留米市文化財保存活用地域計画協議会の開催					
●（仮称）筑後川遺産の創出 ・（仮称）筑後川遺産の制度化 （文化財保存活用区域の制度設計含む）					
●市民活動支援・顕彰制度の創設（文化財保存活用支援団体指定を含む） ・相談窓口の創設					
●庁内会議の開催					
●職員研修プログラムの構築及び実施					
●〇〇分野の専門職員の配置拡充					
●校区別調査及びマップ作成 ・校区別歴史遺産調査及びマップ作成 ・歴史遺産登録バンクの創設					
●歴史的建造物調査 ・大学等と連携した歴史的建造物の調査					
●有形文化財調査 ・有形文化財の調査					
●伝統文化調査及び記録 ・伝統文化の調査 ・写真、映像等による記録の作成					
●埋蔵文化財調査 ・埋蔵文化財の調査及び遺物の整理					
●指定・登録文化財推進 ・〇〇の文化財への登録の推進					
●歴史遺産収蔵環境整備 ・収蔵施設の整備計画の作成（空調設備、防災・防犯対策含む）					
●歴史遺産防災・防犯強化 ・防災・防犯設備の拡充及び点検					
●歴史遺産データベースの作成 ・一元管理用データベースの作成 ・公開用データベースの作成					
●特設 HP 及び SNS での情報発信 ・特設 HP の開設及び運用 ・公式 SNS の開設及び運用					
●市民向け情報発信イベント実施 ・〇〇をテーマにした講座やシンポジウムの開催 ・出前講座の開催					
●歴史遺産関連授業の実施 ・小、中学校、高校での連携事業					
●多機能案内板、解説板の設置及び更新 ・〇〇への案内板や解説板の設置					
●観光コンテンツの協働開発 ・〇〇をテーマにしたアプリや商品等の開発					
●歴史遺産の活用マッチング制度の検討					